



第2回布佐東部地区復興会議を開催しました

平成25年6月29日(土)午後6時より、近隣センターふさの風にて、第2回布佐東部地区復興会議を開催しました。当日は市より防災施設整備の基本的な考え方や防災施設のイメージについて説明を行い、参加者からは防災施設の機能と使い方などについて意見をいただきました。

防災施設整備の基本的な考え方

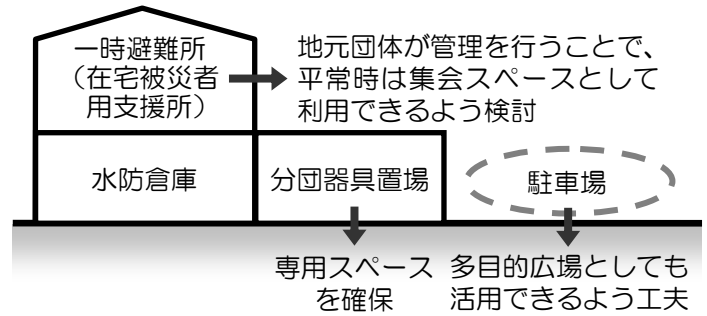
◇施設整備の位置づけ

- 施設の位置づけは「防災センター」(「水防倉庫」を主体として市消防本部が維持管理することを想定)

◇災害時の機能

- 一時避難所・在宅被災者用支援所、地震や水害時に必要な資器材の置場

◇防災施設のイメージ(たたき台)



参加者からいただいたご意見の概要 (防災施設の機能と使い方について)

○災害時の機能

- 近隣センターは災害時の福祉避難所として位置づけられている。今回検討している施設との役割分担が大事。
- 高齢者やハンディキャップのある方に配慮し、避難所は1階が良いだろう。
- 水害を想定した場合、屋上へ避難するのが良いのではないか。
- 建物の構造は鉄筋コンクリート造が良い。
- 一時避難したときに、お風呂が使えると良い。

○平常時の機能

- 平常時は集会所として利用したい。
- 祭りなどで施設を使うこともある。

○維持管理

- 管理は地元団体にまかせ、利用時間や使い方は自由に決められる方が良い。

○整備する場所

- 水防施設としては利根川の近くが良いだろう。
- 日常の利便性も考慮してほしい。

市より説明



意見交換の様子



当日の内容

- 議事
 - 市より説明
 - 第1回復興会議のおさらい
 - 防災施設整備の基本的な方針
 - 防災施設のイメージ(たたき台)
 - 各参加者の意見交換
 - 意見のまとめ
- その他
 - 今後の進め方 など
- 閉会

今後の予定

次回は皆さまよりいただいた意見を踏まえ、防災施設のイメージを具体化し、検討していきます!

回	概要	実施予定
第3回 【次回】	・防災施設の維持管理と役割分担	7月28日(日) 午後6時から
第4回	・施設整備の要望を取りまとめ ・今後の布佐東部地区のまちづくりの方針を整理・共有	8月末

発行・問合せ先：我孫子市役所布佐東部地区復興対策室
(住所) 我孫子市都10-1(国道356号都交差点脇)
(電話) 04-7185-2462



道路災害復旧工事延期のお知らせ

布佐地区災害復旧工事（2工区）について、工事を請け負った㈱アオイから工事続行不能届が出され、㈱アオイとの工事請負契約を解除しました。このため、新たに道路災害復旧工事を発注することとなり、図示の箇所の工事については、平成25年12月から平成26年3月までの工事予定となります。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

布佐地区災害復旧工事（2工区）について



凡 例

—— 工事箇所

工 事 名：布佐地区災害復旧工事（2工区）

場 所：都地先

変更工事期間：平成25年11月～平成26年3月

お問い合わせ先：我孫子市役所 道路課

04-7185-1111 (内) 548

東日本大震災復興支援のための税制上の取り扱い〈居住用財産の譲渡の特例〉

東日本大震災により、居住用家屋が損壊して居住できなくなった方の相続人（当該家屋に居住していた方に限る）が、この家屋の敷地を譲渡した場合には、この相続人は以下の特例の適用を受けることができます（平成25年1月1日以後の譲渡に適用）。

- ①居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ②居住用財産の譲渡所得の特別控除
- ③特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ④居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ⑤特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

※譲渡の期限は東日本大震災があった日から同日以後7年を経過する日の属する年の12月31日までに延長されています。所得税の確定申告が必要となります。

上記についての問合せ先：柏税務署 04-7146-2321

：我孫子市役所 課税課 04-7185-1111 (内) 401